

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ファイバークート		コード	9450
提出日	2019/9/30	異動(予定)日	2019/9/26	
独立役員届出書の提出理由	本年9月26日開催の第20期定時株主総会において社外取締役の選任議案が付議され、再任の候補者を引き続き独立役員として指定するため。独立役員である石丸美枝氏が社外取締役を退任したため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している。(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立 役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該 当 し な い				
1	篠田 信幸	社外取締役	○															○		有
2	河野 直輝	社外監査役	○															○		有
3	小幡 朋弘	社外監査役	○															○		有
4	鎌田 啓志	社外監査役	○															○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		社外取締役篠田信幸氏は、長年に亘る管理部門の経験を豊富に有しており、主に人事・経理・財務・経営企画について事業の成長と業績向上に向けた事業戦略を担当していたことから、事業部門の監督を行うに適任であると判断し、社外取締役に選任しております。取締役会において当社の経営判断に関し適法性、妥当性の面から監視し、モニタリング機能を果たしております。 また、同氏は、当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
2		社外監査役河野直輝氏は、長年に亘り事業会社に勤務し、事業企画部門の経験を豊富に有しており、また、プロダクトを取扱う経験と高い見識、店舗運営責任者として長きに亘り事業運営に携わってきたことから、当社の監査業務をより充実させることができると判断しております。 また、同氏は、当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
3		社外監査役小幡朋弘氏は、企業法務専門家(弁護士)実務を通じて、経営に関する十分な知識と経験を有していることから監査、助言を期待しており、経営に関する高い見識を当社の監査に反映できると判断しております。 また、同氏は、当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
4		社外監査役鎌田啓志氏は、長年に亘り中小企業診断士として、豊富な業務経験と経営全般及び管理・運営業務に関する知見を有し、事業会社における経理・財務、人材開発、リスクマネジメントおよび経営戦略などに関する広範かつ豊富な経験・見識と、企業経営者や会計等に関して当社の監査に反映できると判断しております。 また、同氏は、当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

<p>当社は、金融商品取引所が定める独立性基準に加え、当社としての社外役員の独立性基準を定めており、以下のいずれの基準にも該当していない事を確認の上、独立性を判断しております。</p> <p>〈社外役員の独立性基準〉</p> <p>1. 当社および当社子会社(以下、あわせて「当社グループ」という。)との関係 現在および過去10年間に於いて、当社グループの役員および従業員ではないこと。</p> <p>2. 取引先との関係 現在および過去3年間に於いて、以下の①および②に該当しないこと。 ① 当社グループの主要な取引先(当該主要取引先が法人である場合にはその役員または従業員)。 ② 当社グループを主要な取引先としている者(その者が法人である場合にはその役員または従業員)。</p> <p>3. 株主との関係 現在および過去3年間に於いて、当社の主要株主(当該主要株主が法人である場合にはその役員または従業員)ではないこと。</p> <p>4. 顧問、コンサルタントとの関係 現在および過去3年間に於いて、以下の①および②に該当しないこと。 ① 当社グループの会計監査人、税理士または弁護士、その他コンサルタント(その者が法人、組合等の団体である場合にはその社員、パートナーまたは従業員)であって、役員報酬以外に当社グループから、多額の金銭その他財産上の利益を得ている者。 ② 上記に該当しない公認会計士、税理士または弁護士、その他コンサルタント(その者が法人、組合等の団体である場合にはその社員、パートナーまたは従業員)であって、役員報酬以外に当社グループから、多額の金銭その他財産上の利益を得ている者。</p>

5. 寄付先との関係

現在および過去3年間において、当社グループから多額の寄付を受けている法人、団体等の役員または従業員ではないこと。

6. 近親者との関係

上記1. から5. に該当する（重要ではない者を除く）の近親者ではないこと。

- (注) 1. 当社グループの主要な取引先とは、当社グループにおいて当該取引先との直近の事業年度における取引額が年間連結売上高の2%以上を占める場合をいう。
2. 当社グループを主要な取引先としている者とは、当該取引先において当社グループとの直近の事業年度における取引額が年間連結売上高の2%以上を占める場合をいう。
3. 主要株主とは総議決権の10%以上保有（間接保有を含む）する株主をいう。
4. 多額の金銭とは、過去3年間の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は当該団体の連結総売上高または総収入の2%以上をいう。
5. 多額の寄付とは、過去3年間の平均で年間1,000万円以上または連結総売上高もしくは総収入の2%のいずれか高いほうの額を超える寄付をいう。
6. 近親者とは、配偶者または2親等以内の親族をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合は、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。